

各位

平成 18 年 3 月 13 日

株式会社ライブドア

代表取締役 山崎 徳之

(証券コード 4753 東証マザーズ)

問い合わせ先 経営企画管理本部担当執行役員副社長 落合 紀貴

(TEL 03 - 5788 - 4753)

### 上場廃止の決定に関するお知らせ

株式会社ライブドアは、本日平成 18 年 3 月 13 日東京証券取引所より、平成 18 年 3 月 14 日付をもって当社株式を整理ポストに割当て、一月後の平成 18 年 4 月 14 日付で上場廃止となる旨の通知を下記のとおり受けましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 上場廃止、整理ポスト割当て

(1) 銘柄 株式会社ライブドア 株式 (コード 4753)

(2) 整理ポスト 平成 18 年 3 月 14 日 (火) から平成 18 年 4 月 13 日 (木) まで

割当期間

(3) 上場廃止日 平成 18 年 4 月 14 日 (金)

(注) 速やかに上場廃止すべき事象が発生した場合は、上記整理ポスト割当期間及び上場廃止日を変更することがある。

(4) 上場廃止理由 株券上場廃止基準第 2 条の 2 第 1 項第 5 号の規定により適用される同基準第 2 条第 1 項第 1 号 (上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合) 及び第 1 8 号 (公益又は投資者保護のため上場廃止を適当と認めた場合) に該当すると認めため

(注) (株) ライブドア及び同社元代表取締役等 5 名が、証券取引法違反 (虚偽記載) の嫌疑で証券取引等監視委員会により告発された件で、同社は、平成 16 年 9 月期連結財務諸表について、経常損失を計上すべきところを多額の経常利益を意図的かつ組織的に計上したものとされている。これは、その金額において重大であり、投資者の投資判断にとって重要な情報を故意に偽った点で悪質であり、これを組織的に行った点で上場会社としての適格性を強く疑わざるを得ないものである。

また、同社及び同社元代表取締役等 4 名が、証券取引法違反 (偽計取引及び風説の流布) の嫌疑で同委員会により告発され、東京地方検察庁により起訴された件で、同社は、子会社等と共謀の上、自らの利得を企図して、子会社の株価に影響を及ぼす等の目的で虚偽の事実を公表し、あるいは公表すべき事実を公表しなかったとされている。さらに、同社の平成 18 年 9 月期第 1 四半期に係る四半期財務諸表等については、監査法人は意見表明の手続が実施できなかったとして結論を表明していないうえ、同社株式については、開示注意銘柄への指定を行っているものの、未だ重要な会社情報についての開示が十分になされたとは到底いえない状況である。

こうした状況は、投資者の証券市場に対する信頼を著しく毀損するものであると認められる。

以上